

令和2年7月14日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：大成建設株式会社
東京都新宿区西新宿1-25-1
2. 指名停止措置期間：1ヵ月 令和2年7月14日～令和2年8月13日
3. 指名停止措置の範囲：北九州PCB処理事業所に係る案件
4. 事実概要
アスベスト除去作業の際に必要な労働基準監督署への計画の届出を行わなかったとして、大成建設株式会社に対して令和2年4月3日に鹿児島簡易裁判所より罰金の略式命令が出された。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上